

中国における犯罪激増原因の社会学的分析

王 雲 海

目次

はじめに

一 犯罪激増の実態

二 分析の基本方法

三 「政治中国」の本質とその犯罪統制

四 「改革開放」による「政治中国」の変質

五 犯罪激増の原因

はじめに

一九七八年暮れから「改革開放」政策を導入した中国は、これまで多大な成果を挙げている一方、犯罪の激増に見舞われ、悩まされている。もともと、犯罪激

増の原因に関していかなる見解が示されるかは「改革開放」政策の是非をめぐる論争の中できわめて重要な意味をもっているが、この論文では、そういう政策論争にかかりあうつもりは全くなく、むしろ、刑事学研究者の立場から純学問としてその激増原因を分析しようと思う。

一 犯罪激増の実態

中国では、犯罪の状況を示すために通常二つの指標が用いられる。一つは刑事事件発生件数で、刑事事件として捜査の開始が決定された刑事事件の件数を指す(中国司法機関はこれを「立案」という)。もう一つは

刑事事件発生率で、前項の発生件数が全国の人口に比例して一万人につき一年間に何件の刑事事件が発生したかを指す（しかし、これは、一万人につき一年間に何人が犯罪を犯したかというふうに、よく間違われる）。

一九四九年中華人民共和国建国から「改革開放」政策が事実上展開される前の一九七八年までの約二十八年間では、建国翌年という特殊な事情にあった一九五〇年を除けば、刑事事件発生件数が終始五五万件以内に、発生率が一万分の七以下に留ま⁽¹⁾っており、特に一九五一年から「文化大革命」が始まる直前の一九六五年までは、発生件数も発生率も極めて低いレベルに維持されて、多くの中国人が今でも懐かしがる「五〇年代ないし六〇年代における社会治安の良さ」が実現できた。しかし、そのような安定は「改革開放」政策が展開された直後の一九七九年から崩れはじめ、刑事事件件数も発生率も急増加、急上昇する傾向に転じた。例えば、発生件数が一九八〇年に建国以来はじめて七五万七千件を突破し、一九八一年には八九万件にも達

した。発生率も一九八〇年に一万分の七・七、一九八一年に一万分の八・九にまで昇り、⁽³⁾「改革開放」政策実施以来の犯罪増加の第一のピークが現れた。このような犯罪激増に対処するために、中国共産党中央及び政府は一九八二年から経済犯罪や凶悪犯罪をより厳しく処罰するためのキャンペーンを全国規模で展開させた。

その結果、犯罪増加の勢いが一応止められ、一九八四年から一九八七年までの間、事件発生件数が五〇万台に、発生率も一万分の六以下に抑え⁽⁴⁾られた。ところが、一九八八年から、そのようなキャンペーンが依然繰り返されているにもかかわらず、犯罪が再び増加し始め、しかも、そのスピードが空前のものとなり、第二の激増ピークが到来して、今日まで続いている。例えば、事件発生件数が一九八七年の五七万件に対して、一九八八年は八二万七千件、一九八九年は一九七万件、一九九一年は二三六万件にそれぞれ達しており、発生率も八七年の一万分の五・三に対して、一万分の八・四、一万分の一八・四、一万分の二一・七にまで上昇⁽⁵⁾している。

犯罪種類から見れば、著しく増加したのは次の四つの犯罪である。①窃盗罪。窃盗罪は多発し、全刑事事件に占める割合が年々高くなっている。例えば、一九八八年は全刑事事件の七九・六パーセントであるのに対して、一九八九年は八四・九にまで上昇した。⁽⁶⁾②経済犯罪。中国の公式文献及び統計を見るかぎり、「経済犯罪」とされるのは経済制度、経済管理制度を利用して、あるいは、それに違反して、財産や金銭を不法に獲得するような行為であって、その中には業務上横領罪、贈賄罪、不法取引罪、密輸罪、外貨管理違反罪、脱税納税拒否罪、公共財産詐欺罪が含まれる。⁽⁷⁾統計によれば、全国の人民法院(裁判所)が審理した経済犯罪事件は、一九八二年は三万五千一七六件であったのに対して、一九九〇年は八万八千一八四件にまで増えた。⁽⁸⁾③凶悪犯罪。中国の公式文献及び統計には「嚴重刑事犯罪」という用語、項目がある。これは、故意殺人、故意傷害、強姦、強盗、爆発、重大窃盗、集団暴力という七つの、社会治安に密接に関わる犯罪の

ことを指しており、言ってみれば、凶悪犯罪にあたる。⁽⁹⁾このような凶悪犯罪は一九八二年から台頭し、今日までずっと多発の傾向を呈している。⁽¹⁰⁾④風俗犯罪。猥褻物の製造販売、売春の斡旋・強制・勧誘および習慣的売春、薬物の製造販売、婦女児童の誘拐といった犯罪は、従来、新中国社会の道德、習慣とはまったく相容れず、もっぱら旧中国社会あるいは資本主義国のみに存在する腐敗現象とされてきたが、近年になって、中国国内でも登場、氾濫している。例えば、一九九一年六、七、八月の三か月間だけで全国で検挙された売春関係者は四万九千人にも達している。⁽¹¹⁾一九九一年一月から九月までの間、雲南省だけで検挙された薬物販売事件は二千八百件以上である。⁽¹²⁾一九九一年一月から十一月まで全国で検挙された婦女、児童誘拐事件は一万七千二百件あまりにも昇っている。⁽¹³⁾

二 分析の基本方法

このような犯罪激増の現象はなぜ起こり、その原因は一体どこにあるのであろうか。これに対する答えが

分析の視点、方法の相違により複数考えられるが、ここでは、左のような社会学的視点、方法をもって犯罪激増の原因を明らかにしようと思う。

一つの社会で見られる犯罪の増減は当該社会における犯罪統制の効果を物語る。逆に言えば、犯罪統制が効果的にできているか否かが犯罪の増減を直接に左右する。このような相関関係に着目すれば、犯罪統制を指標に、その実現度・効果度から一つの社会における犯罪状況を説明できる。もっとも、犯罪統制が一体何を意味するかに関して必ずしも統一された見解があるわけではないが、ここでいう犯罪統制とは、犯罪の無力化をはかること、より具体的に言えば、客観的には当該社会において罪を犯す機会・可能性を最小限まで抑えることと、主観的には個人が犯罪決意に到達するのを最大限に阻止することを、意味する。普通、犯罪統制というと、まず思いつくのは警察などの専門機関の諸活動であろう。しかし、専門機関による活動は孤立的なものではなく、あくまでもその社会のなかに

おいて行われ、その効果は当該社会の本質に大きく依存している。その上、より多くの犯罪統制の機能が社会自体に潜んでおり、社会そのものによって果たされているように思われるので、ある社会の犯罪統制を見ようとする場合、専門機関の諸活動より、むしろ、当該社会の本質そのものに焦点が当てられるべきであろう。

従って、「改革開放」政策実施以来の中国社会における犯罪激増は、中国社会の本質の変化、そして、それに伴う犯罪統制の変化にその原因を求めることができ。もともと、社会の本質を分析するためには、多くの方法が用いられるが、この論文では、一つの社会は国家権力、経済、市民社会という三つの、原理的、力的、領域的にそれぞれ異なったものから成り立つとして、その三者の相互関連、社会で占める割合から、社会の本質を明らかにする、という方法を用いたい。そして、国家権力は、支配的・縦的原理をもった、正統化された強制力、社会的領域である、経済は、利益的原理をもった、独自の力としての社会の物質的生活領

域である、市民社会は、国家権力と経済との中間に位置する、他の原理をもった非国家的非経済的力、社会領域である、という設定をする。

なお、本論文での問題関心からして、一九四九年中華人民共和国成立までの中国社会は検討対象とはせず、中華人民共和国成立から一九七八年「改革開放」政策導入までの中国社会を、政治を中心として動いた一つの特異な社会類型として、それを「政治中国社会」と呼んで、まずその本質およびそこでの犯罪統制を分析したうえで、「改革開放」政策が「政治中国社会」に対する変革として、そのような変革によって、社会の本質がどう変わっているのか、それに伴って犯罪統制がどう変化しているのかを分析することを通じて、犯罪激増の原因を明らかにしようと思う。

三 「政治中国社会」の本質とその犯罪統制

(一) 「政治中国社会」の本質

「政治中国社会」は、国家権力による政治的統制が完全かつ高度に実現され、かつ政治原理に基づいて徹底

的に構成、固定化された「単位」⁽¹⁴⁾社会である。

1 国家権力と経済

「政治中国社会」においては、国家権力が経済に全面的な介入、統制を行い、経済が国家権力に完全に付属し、その一部分となる。

① 生産手段の所有制

「政治中国社会」においては、生産手段の公有制しか認められず、私有制は勿論、その疑いがあると思われる経済活動さえも「資本主義の残滓」として厳しく糾弾される⁽¹⁵⁾。公有制がさらに「全人民的所有制」と「集団的所有制」とに分けられ、前者は最も基本的な所有制で、国民経済に重要な意義をもつ生産手段のすべてが全人民的所有とされる。ところが、「政治中国社会」における全人民的所有制は、マルクスが『ゴータ綱領批判』で描いた全社会的共有制ではなく、全人民の代表とされる国家による所有である⁽¹⁶⁾。また、公有制のもう一つの形態がいわゆる集団的所有制であるが、理論上、全人民的所有制の場合は、全中国人民がその

主体とされるのに対して、集团的所有制の場合、当該経済組織に属する人々だけがその所有主体とされる。しかし、實際上、両者の主な違いは投資、管理する国家機関が中央政府かそれとも地方政府かにつき、国家権力がその所有主体である点においては両者とも同じである。従って、集团的所有制もまた一種の国家所有制である。⁽¹⁷⁾

「政治中国社会」における国家所有制の最も大きな特徴は、個人や私的組織が主体的に生産手段との接近、結合することが完全に否定、遮断され、生産手段のすべてが国家権力のもつとされることにあるといえよう。生産手段を個人的に所有することを基礎にして形成される社会的領域、純経済的原理、社会的力が完全になくなり、国家権力は政治的なものに留まらず、生産手段を所有、統制する一種の経済的権力とさえなる。

② 計画経済という経済管理体制

経済に対する国家権力の全面的介入、統制は単に所有制度だけでなく、計画経済という经济管理体制にも基づいている。「政治中国社会」における計画経済が

いかなるものか、いかなる特徴を有するかに関しては、すでに多くの研究者が検討を重ねており、⁽¹⁸⁾ここでは深く検討しないが、とりあえず、次のことを指摘したい。つまり、計画経済という经济管理体制のもとでは、社会経済生活の隅から隅まで、すなわち、生産、流通、交換、分配、消費等の経済過程のすべてが、直接または間接に国家権力の計画、統制対象とされ、すべて国家権力の定めた「公」的方法、様式に則って行わなければならない。しかも、国家権力は計画経済に基づいて、国家財産のみならず社会経済生活の全体にも統制を及ぼすのである。

2 市民社会と経済

「政治中国社会」においては、市民個人は経済の主体とはなれず、あくまでも国家権力を媒介として経済活動に受動的に参加することしかできない。また、市民社会も経済とは完全に分離された観念上の存在ではない。

市民個人と経済との関連形態にはおよそ二つの種類

がある。一つは「商品糧戸籍」に属する人々の場合であり、もう一つは「農業糧戸籍」に属する人々の場合である。「政治中国社会」においては、戸籍制度が単に戸籍管理という行政事務上の意義だけでなく、経済との関連の仕方や政治的地位の上からも重大な意義を有する。

① 「商品糧戸籍」に属する場合

「商品糧戸籍」とは、このような戸籍に属する人々は自ら農業を営む必要はなく、食糧などの基本生活品が国から購入券、配分券等の方式を通じて定期的に分配されるような戸籍である。このような戸籍に属する人々は経済生活にあたって完全に国家権力の統制下に置かれる。まず、生活用品をどれぐらいの量、いつ、どこで、どういう価格で分配するかは個々の個人の実際上の需要ではなく、国家権力によって一律的に決められる。そして、そのような生活用品は無料で分配されるわけではなく、給料で購入しなければならぬが、給料もまた所属する企業の経営状況には関係無く一律的に決められる。さらに、「商品糧戸籍」に属すること

は、都市人口となるための、また、国家機関や国営企業の正式構成員となるための前提条件であって、このような人々は政治的にはより国家側の人間で、経済的にはより国有財産に近いようにみえる。しかし、このことは彼らが国家財産、経済計画に主体的に参加できることを決して意味しない。自分がどこでどういう職業に就くかは基本的に国家の決定、配分によって決められ、ほとんどの場合、一生変わることはない。また、企業に関わる国家計画や企業の運営に関しては、国家機関の意思決定者および企業に派遣された企業責任者などのごく少数の者だけが参加権をもち、より多くの人々は実質的にはその権利を付与されていない¹⁹⁾。

② 「農業糧戸籍」に属する場合

「農業糧戸籍」とは、このような戸籍に属する人々が自ら農業を営み、それから得た食糧などの生活用品で生活するような戸籍である。このような戸籍に属する人々は、農村人口の枠に入り、「商品糧戸籍」の人々とは異なった経済との結びつきをするものの、その経済生活はやはり国家権力の統制下に置かれる。まず、彼

らは自分の生活本拠地を農村としなければならず、所定の農村、土地から離れて都会で生活を送ることはできない。⁽²⁰⁾「人民公社」制度は農村における基本制度であったが、そのような制度のもとでは、農民は、国家権力の末端組織である人民公社の定めた場所、時間、種類に従って、分配された仕事を完成しなければならぬし、また、農業労働を通じて収穫した食糧など一部は人民公社のものとして国に売り、一部は労働報酬として農民個人に売るが、その割合は人民公社側が決める。

3 国家権力と市民社会

「政治中国社会」においては、個々の市民が完全に国家化、政治化され、すべて国家の統制システムに編入されており、国内権力とは別個の原理をもった、別個の社会領域、社会的力としての市民社会は殆ど存在していない。

① 政治的基準による市民個人の種類
当時、すべての市民個人は新中国建国までの経済状

況を主たる基準にして分類されていた。それは「階級成分」と称される。その分類に従えば、都会の市民は買弁資本家、民族資本家、個体手工業者、商業者、労働者のいずれかに、農村の市民は地主、富農、上中農、中農、下中農、貧農、雇農のいずれかに属させられる。⁽²¹⁾この分類は一見したところでは純粋な経済状況によるものかのように見える。しかし、実際は、新政权に対する政治態度、遠近関係が過去の経済状況によって決められる、という公式的イデオロギーがその裏にあるので、「階級成分」が政治的意義を濃厚にもたされており、新政权はまさにこの「階級成分」に従ってそれぞれの個人に異なった権利、地位、待遇を与え、よい「階級成分」を有する人はそうでない人より優遇される。

② 市民社会的組織の国家化、政治化

家庭や宗教などのような組織は本来純市民社会的なものであるが、「政治中国社会」においては、そのような組織も市民社会的性格を完全に失って、国家的、政治的組織の性格を強くもつようになった。その極端な例が「文化大革命」の中に見られる。当時、家族ぐる

みで最高指導者の語録を勉強したり、党と政府への忠誠を誓ったりすることや、家族同士が不忠誠な行為を互いに告発するのを勧めたり、革命模範家庭を選定したりした。これらはまさに家庭という純市民社会的組織の国家化、政治化の現れといえよう。⁽²²⁾

③ 市民社会生活の国家化、政治化

個々の市民は旅行などのような、国家的活動でもなければ経済的活動でもない、いわば純粹な市民社会的活動を行う。しかし、「政治中国社会」においては、そのような活動もまた国家化、政治化され、国家の強い統制下に置かれる。例えば、旅行に出掛ける場合、列車の切符を買うために、または、ホテルに泊まるために、国家権力の末端組織の紹介状や証明書等が不可欠とされる。

④ 市民の精神生活の国家化、政治化

「政治中国社会」においては、公式的理念、イデオロギーについての教育、宣伝が国家権力によって積極的に行われていたことは周知のとおりであるが、道徳等のような人間としての基本的教養の修得もまた国家権

力によって積極的に進められ、その内容は相当程度まで国家化、政治化されたものであった。例えば、「親しい者か否かは階級によって分けられる」(「親不親階級分」⁽²³⁾)とか、「人民に対しては親切でなければならぬが、階級の敵に対しては残酷でなければならない」(「対人民親、対敵人狠」⁽²⁴⁾)といった道徳的教条が一九五〇年代から「文化大革命」中まで流行っていたが、それらは人間として的一般道徳というよりは、むしろ、特定の階級の政治観念と言ったほうがより適切であろう。

4 「政治中国社会」の基本原則とその構成

以上から「政治中国社会」を次のように言い表すことができるであろう。すなわち、経済、市民社会は国家権力に吸収され、その一部、一要素に化した、真正正銘の国家権力の社会である、と。それでは、このような国家権力は一体いかなる原理に則って行動するのであろうか。そして、かような「政治中国社会」はどのように構成されるのであろうか。

① 「階級闘争」という基本原則

「政治中国社会」においては、国家権力が物事を処理するにあたって個々の原理を勿論考慮する。しかし、そのような原理のいずれも国家権力にとって第二次的なものに過ぎず、第一次的かつ最も基本的なのは「階級闘争」という政治原理にほかならない。「階級闘争は必ず毎年、毎月、毎日念頭に置き、実行しなければならぬ」とか、「階級闘争は網の大綱であって、網の大綱を持ち上げさえすれば、網目は自ずから開いてくる」といった毛沢東の指示が長い間国是とされていたのはその現れであろう。⁽²⁵⁾

「階級闘争」が一体どのような政治原理かは時期によりその解釈が異なるが、あえてその主な特徴をいうと、次のようなものではなからうか。つまり、プロレタリア階級及びその同盟者の政権たる現国家権力は常にその敵であるブルジョア階級及びその他の反動分子によって狙われ、その転覆を図られる。そこで、国家権力は反動階級の転覆陰謀を粉碎して、彼らを打ち破るために、全社会を動員して大規模な政治闘争を展開し、繰り返さなければならず、国家権力の活動のすべ

てがこのような闘争を念頭に置き、それを中心としなければならぬ。⁽²⁶⁾

かような「階級闘争」という政治原理が国家原理とされた場合、国家権力は、基本的に政治レベルにおいて「大衆運動」という行動様式を採る。そこでは、「法」というものは政治闘争の目的を達成するための手段としか見做されず、「法の支配」という政治に優越した考え方は存在し難く、「法の支配」は当然に国家権力の原理とはならない。⁽²⁷⁾

② 「政治中国社会」の構成

「政治中国社会」は、次のような意味でのピラミッド型社会である。すなわちその社会的階層、構成が「階級闘争」という政治原理に基づいて、国家権力との遠近関係、政治的な信頼度に従って作られ、政治関係という従の関係だけがあり、横の人間関係はない、という意味である。そこでは、あらゆる人々、あらゆる事柄、あらゆる領域が細大漏らず完全に政治的、国家権力的システムというピラミッドに編入され、それぞれの位置をもち、それぞれの役目を与えられ、経済的、

政治的、イデオロギー的、社会的に上から統制され、下に対して統制する。

(二) 「政治中国」における犯罪統制

1 こういった社会自体の中に高度な犯罪統制を可能にする要因が内在している。

中国社会を「単位社会」と呼ぶ研究者がいるが、これは見事に実情に合った呼び方と思われる。「単位」とは当該人の勤務先や通う学校や(仕事や学校のない者、未成年者等の場合)居住地の居民委員会等の組織体を指し、これらの組織体は、勤務の場・勉強、研究の場・居住地としての意義より、むしろ、国家権力の末端組織という意味を有しており、すでに指摘したような、個々の市民に対する国家権力の経済的、政治的、イデオロギー的、社会的諸統制がまさにこの「単位」を通じて具体的に実現される。中国人の誰でも生まれながら死ぬまで「単位」と深く関わり、「単位」抜きには生きられない。個人の行動空間、時間のすべてが所属する「単位」に限定、固定され、個人に関する事柄

の殆どが「単位」の介入で遂行される。「単位」のもつこのような機能、意義からも分かるように、「政治中国」そのものに高度な犯罪統制を可能にする要因が内在している。

2 最大限に実現できた犯罪統制

「政治中国」においては、その犯罪統制が最大限に実現できたものといえる。まず、客観的無力化に関しては、個々の市民は、すべて自分の行動空間を「単位」に限定し、自分の行動時間を「単位」で過ごし、「単位」という相互牽制的集団の中に身を固定せざるをえないので、犯罪を犯す可能性が物理的に抑えられる。そして、主観的無力化に関しては、予測不可能、法的手続きの排除といったような気紛れで恐ろしい要素をもった「階級闘争」論を内容とした政治教育、政治学習が「単位」の主催、組織で毎日行われ、政治闘争キャンペーンも繰り返される。このような状態を強いられる個々の市民は、自分もいつか「階級の敵」とされるのではなからうか、という危機感、緊張感に常につきまとわれる⁽²⁷⁾。このような危機感、緊張感が不断

に存在することによって、個々の市民の罪を犯そうという主観的意思が効果的に阻止される。

3 「政治中国社会」における犯罪統制の限界とその代価

「政治中国社会」における犯罪統制は、市民に遵法意識を普及、内面化させて、罪を犯す可能性、チャンスがいくらあってもそうはしないという自覚をもたすこと（「内面的無動機化」と呼ぼう）を通じてではなく、むしろ、罪を犯す「自由」、チャンスを市民から剝奪し、罪を犯したくても犯せないという状態に市民を物理的、外在的に抑えこむこと（「外在的無力化」と呼ぼう）を通じて、実現される。従って、そこでの犯罪統制が最大限まで実現できたと言っても、そこには普遍的自覚としての遵法意志が存在するわけではない。

なお、そこでの犯罪統制が最大限に実現できたことは、社会的に流動せず、活気もない社会と、全く自由をもたない個人を、その前提としている。しかも、本来の犯罪は最大限に減少したこのかわりに、本来は

犯罪でない多くの「政治冤罪」が作りだされたことも、その必然的代価といえよう。

四 「改革開放」による「政治中国社会」の変質

政策の制定者が自ら意識するか否かとは別に、結果的に見れば、「改革開放」の実施が「政治中国社会」に総合的な変革を引き起こしている。

1 国家権力と経済

「改革開放」の実施に伴って、経済に対する国家権力の介入、統制の度合が緩和されて、国家権力からやや離れた経済が出来つつある。

① 私的所有制の登場

私営企業、中外合弁、合資、合作企業、外資企業等の非国有企業が一九七九年から認められ、国が多くの優遇策を講じて、その発展を促してきている。今日において、私的所有体は国家所有制のそれに匹敵するまでにはまだ至っていないものの、すでに中国の経済の中で大きな意義をもっている。⁽²⁸⁾

② 計画経済という経済管理体制の緩和

私的所有の承認はまだ小規模、小範囲に留まっていた。しかし、計画経済という経済管理体制の改革は大規模、広範囲に及んでおり、「改革開放」のキー・ポイントの一つとなっている、と言わざるをえない。「企業自主権の拡大」と「経営責任制の導入」との名で行われつつあるこの改革によって、国家計画の範囲、規模、種類及びその拘束力が大幅に縮小、緩和され、政府機関と企業と、所有権と経営権とがより徹底的に分離され、企業自体が相当程度に市場原理に従って経営できるように⁽²⁹⁾なった。

2 市民社会と経済

「改革開放」によって、一部の市民は独立した経済主体となり、国家権力の過剰な干渉を受けずに主体的に経済活動を行えるようになった。また、殆どの市民個人も経済との関係において国家権力の完全な統制から解放され、相対的に自由な結びつきをもつようになった。

① 「商品糧戸籍」に属する人々の場合

まず、自由市場の承認、普及や食糧等の基本生活用品に対する統制の緩和によって、「商品糧戸籍」に属する人々は、食糧等の基本生活用品をより自由に獲得できるように⁽³⁰⁾なっている。そして、大量の外資企業、私人企業の登場や「経営責任制」の導入などによって、職業、職場の選択、変更が可能となっている。最後に、従来の「親方五星紅旗」(日本語の「親方日の丸」と同じ意味)の状態が変わり、国营企業の従業員も除名できるようになったが、除名したということは、国家権力にとっては除名された人々に対する統制の喪失⁽³⁰⁾という意味をも有する。

② 「農業糧戸籍」に属する人々の場合

「改革開放」の重要な一環は「農業生産責任制」の導入と「人民公社」の解体⁽³¹⁾であるが、これによって、一定の土地に固定されながら「人民公社」の定めたとおりに農業を営まなければならぬ農民は、土地の使用権を国家から獲得して、国家と交わした請負契約に規定された種類、量、価格で農作物を国に販売しさえすれば、土地から離れたり、他の仕事を続けたりすること

が自由となり、自分の時間、空間を国家権力の介入なしに支配できるように⁽³²⁾なった。

③ 私的所有者、経営者

都会においても農村においても一部の人は、「改革開放」政策によって、生産手段の所有主体、経営主体として工場や店や会社をもち、かくして、彼らは、国营経済とは別の次元、国家権力を抜きにした別個の経済領域を作り上げ、主体的に経済と結びつくことが出来るようになり、彼らにとっては、戸籍はあまり意味がなく、自らの所有、経営する経済体を背景に一般の人々以上に国家権力から離れている⁽³³⁾。

3 国家権力と市民社会

「改革開放」によってもたらされた国家権力と市民社会との関係について次のように言い得るであろう。すなわち、市民社会に対する国家権力の統制が大幅に後退して、市民社会が国家権力とは別個の原理をもつ、別個の社会領域、別個の社会的力として形成されつつある、と。

① 市民個人に対する政治分類の無意味化

「改革開放」以来、「階級成分」といった分類そのものは完全には廃止されていないものの、そのような分類に基づいた権利、義務の区別がほとんど無くなっており、分類自体に対する国家権力側の自覚もまた市民個人側の自覚もかなり低いもの⁽³⁴⁾に変わってきている。

近年、「ブルジョア自由化分子」といった新たな政治的範疇が設けられたが、それはあくまでもインテリなどの社会の少数者だけに適用するもので、まだ全社会的な意義を有しない。

② 市民社会的組織の脱国家化、脱政治化

「改革開放」以来、家庭や宗教団体等の市民社会的組織が徐々に国家的、政治的色彩を失って、本来の性格や機能を取り戻しつつある。例えば、宗教団体は従来その存在自体が許されなかった、あるいは、許されても国家権力の厳しい統制の下に置かれたが、今はその存在が法的に認められ、相当程度に独自に物事を運ぶことが可能である⁽³⁵⁾。

③ 市民社会生活の脱国家化、脱政治化

「改革開放」以来、市民社会生活の多くは従来とは変わって、国家権力の統制を受けずに政治的考慮なしに遂行できるようになった。例えば、従来は、国外への旅行や外国人とのつきあいが政治的意義を帯びたものとして国家権力の独占事項とされていたが、今は一般の市民もそれができるようになった⁽³⁶⁾。

④ 市民社会の精神生活における国家的、政治的要素の大幅な後退

今日においても、国家権力は一般市民に対する政治的、イデオロギー的教育、宣伝を依然として続けている。しかし、その内容は政治的性格を極めた従来のようなものではなく、かなり温和なものとなっている。その上、一般市民の間で従来見られた政治に対する熱狂は今日ではもう見られなくなり、かわりに、政治はなれ、政治的無関心が一般的となっている⁽³⁷⁾。

4 「改革開放」による中国社会本質の変化
右に示されたように、「改革開放」以来の中国社会は「政治中国社会」から完全に脱皮してその本質を変え

たとは言い難いが、脱皮、変化の途上にあることは確かであろう。

① 健全なる社会の形成

国家権力は等しく社会そのものである、という「政治中国社会」における異常ともいえるべき状態が変えられ、国家権力は依然として社会の中心的存在に留まっているものの、それとは異なった原理をもった、別個の社会領域、社会的力としての経済、市民社会がすでに形成され、国家権力に対して徐々に影響力を発揮するようになりつつある。

② 経済の発展、物質的利益の追求という基本原理の確立と普及

「政治中国社会」と今日の中国社会との間に存在するもっとも顕著な相違は、「階級闘争」を社会の基本原理とするか、それとも、経済の発展、物質的利益の追求を基本原理とするか、ということであろう。これをめぐっての論争は、「改革開放」政策導入の最初から中国の指導者内部においてすでに起こり、今日まで続いている⁽³⁸⁾。しかし、このような表面的論議とは裏腹に、

実際においては、経済の発展、物質的利益の追求のほ
うが「階級闘争」に代わって国家権力を含んだ中国社
会全体の基本原理として確実に定着、普及しつつある
ように思われる。⁽³⁹⁾

③ 縦的、統制的社会構成の崩壊と横的、分散的社
会構成の生成

国家権力の地位の後退、「階級闘争」という基本原理
の撤廃により、「政治中国」の統的、統制的社会構
成、社会秩序が乱れ、「階級闘争」に支えられていた社
会的ピラミッドが足元から崩れてしまった。その代わ
りに、横的、分散的社会関係が現れ、主に経済利害原
理に基づいた新たな社会構成、社会秩序が出来つつあ
る。このような新しい社会においては、社会自体が流
動的で、活気に満ち、市民個人も一定程度までの自由
を享受しうる真の人間へと変わりつつある。

五 犯罪激増の原因

「政治中国」における犯罪統制は、社会自体が国
家権力を中心に、「階級闘争」論を基本原理とした高度

な統制的社会であることを前提としているが、これま
での検討で明らかになったように、そのような社会が
「改革開放」の実施に伴ってすでに大きく崩壊、変化し
ており、特に、国家権力による経済的、政治的、イデ
オロギー的、社会的諸統制を個々の市民まで具体化す
るといふ機能を果たしてきた「単位」は、今日では、
そのような機能を大幅に喪失して、市民生活との関わ
りがかなり稀薄なものとなっている。⁽⁴⁰⁾従って、従来の
犯罪統制はすでにその存在の大前提を失いつつあり、
今日の中国社会に従来の犯罪統制機能を期待するのは
もはや不可能であり、新しい社会に適する新たな犯罪
統制手段の確立が課題となっている。

「政治中国」とは違って、より活気のある社会、
より自由のある個人、無駄な政治闘争の回避を目指そ
うとする今日の中国社会に適する犯罪統制は、全く流
動性、活気のない社会、全く自由をもたない個人、頻
繁な政治闘争と大量の「政治冤罪」を必要とする従来
のような「外在的無力化」ではなく、むしろ、社会の
活気、個人の自由を尊重できる「主観的無動機化」を

内容としたものでなければならぬ。このような犯罪統制を実現するためには多くの工夫が必要であるが、その中では最も根本的なのは「法治主義」の全面的確立と徹底的普及にほかなるまい。しかし、中国社会がまだ変革の初期段階にある。また、「改革開放」政策以来講じられてきた犯罪統制対策は「法治主義」的要素を含んだところもあるものの、基本的には「政治中国社会」⁽⁴⁾でのそれを再利用、再強化したものにすぎない。そのため、新しい社会に適する新たな犯罪統制が未だにできていないと言つてよいであろう。このように、かつての犯罪統制体系はすでに崩れた一方、新しい犯罪統制体系が未だに確立できていないことこそ、中国における犯罪激増の根本的原因ではないかと思われる。

(この論文は財団法人「二十一世紀文化学術財団の学術奨励金」を受けて行われた研究の一部である。なお、この論文の作成にあたって一橋大学大学院法学研究科佐藤元建さんにお世話になった。ここで、感謝の意を表す)

(1) 「一九五〇年至一九八八年全国公安機関刑事案件

立案和破案統計表」、康樹華編『犯罪学通論』(北京大學出版社、一九九二)一一一頁。

(2) 例えば、「政協第六屆全國委員會常務委員會第二次會議關於嚴勵打擊刑事犯罪的決定」では、五〇年代・六〇年代の治安状況が今後の目標として唱えられている(『人民政協報』一九七九年九月十四日)。

(3) 康樹華、前掲註。

(4) 「一九八一年至一九八六年全國刑事案件与治安案件統計資料」、『中国青少年犯罪研究年鑑・一九八七』(中国、春秋出版社)四八頁。

(5) ここであげた数字が次の文献、新聞で公表された統計に基づく。

中華人民共和國公安部公庁「一九八八年的公安工作」(『中国法律年鑑・一九八九年』十九頁)。俞雷「我国刑事案件明顯增加」(『人民日報・海外版』一九八九年一月二十四日)。俞雷「嚴打各種犯罪保衛經濟建設」(『法制日報』一九九二年三月二〇日)。卢奇「对現段階刑事犯罪問題的幾点思考」(中国犯罪学研究会第一回学術討論会へ提出した論文)。

(6) 卢奇、前掲論文。

(7) 「經濟犯罪」が一体何を指すかに関しては、中国の刑法学界には一致した見解はまだなく、様々な論議が出されているが、立法、司法機関の文献、統計を見る

- 限り、『重大経済犯罪を厳しく処罰することについての全人大常務委員会の決定』の中で窃盗罪も経済犯罪の一種としてあげたのを除けば、ほとんどの場合、窃盗罪は経済犯罪とは別個の項目として扱われている。
- (8) 劉永清「経済犯罪及其発展趨勢浅見」(中国犯罪学研究会第一回學術討論会へ提出した論文)。
- (9) 「嚴重刑事犯罪」に一体いかなる種類の犯罪が含まれるかに関しては、はっきりした定義、規定はなく、公式の文献の中でも用語の混乱がたまに見られるが、近年の文献や統計を見るかぎり、「嚴重刑事犯罪」とされるのはここであげた七つの種類の犯罪であることが分かる。
- (10) 康樹華、前掲註、九八頁。
- (11) 「打擊売淫漂娼、加強治安管理」、『法制日報』一九九一年九月二十四日。
- (12) 「雲南積極開展國際禁毒」、『法制日報』一九九一年一月一日。
- (13) 張亜「社会治安大趨勢・上編」、『法制日報』一九九二年一月一九日。
- (14) 後に詳しく述べるように、「単位」は人々の属する組織体(会社、学校、機関、町等)のことで、国家権力の末端組織の機能を大いに果たす。
- (15) 「讓社会主义牢固占領多種經營陣地」、『人民日報』一九七五年四月二〇日。
- (16) 薛暮橋『中国社会主义經濟問題研究』(北京、外文出版社) 八六頁。
- (17) 薛暮橋「關於中国社会主义經濟的若干理論問題」、『中国社会科学』一九九一年一期、一一頁。
- (18) 例えば、中兼和津次「中国社会主义經濟制度的構造と展開」、岩田昌征編『經濟体制論・IV、社会主义』、二六三頁。
- (19) 一九八八年八月一日から実施された『全人民所有制工業企業法』によれば、工場長の選任には政府主管部門による任命、委任と、企業の労働者代表大会による選挙との二つの方法がある。しかし、現実には政府による任命、委任の方がほとんどである、といわれている。
- (20) 参照、中華人民共和国公安部『公安部城鎮人口管理的暫定規定』(一九七五年七月十三日)。
- (21) 参照、「政務院關於划分農村階級成分的決定」、《中央人民政府法令集編・1949・1950》七二頁。
- (22) 家族グループで「政治学習会」を開いたり、「階級闘争」を行ったりして政治機能を果たすことについて、参照、『人民日報』一九六八年二月二五日。
- (23) 「宗族親」不破、印把子難握、『人民日報』一九六九年一月三〇日。

- (24) 「七億人民都来做批判家」、『人民日报』一九六九年七月一七日。
- (25) 「毛沢東語録」、『人民日报』一九七四年二月一六日、一月一三日。
- (26) 参照、池恒「認真学習無産階級專政的理論」、『红旗』一九七五年二期。
- (27) 参照、張宗厚「於歴史悲劇的血与火鏖煉現代法文化」、『新華文摘』一九八八年一〇期、一一頁。
- (28) 参照、『中国統計年鑑・1990』一七頁。
- (29) 錢明星「試論国家經濟行政管理權、国家財産所有權与全民所有制企業經營權的關係」、『改革与法制建設』(北京大學法學系編、一九八九年)。
- (30) このことが近年になってやっと意識されるようになり、政府は、労働者の除名を慎重に行い、除名された人々に対する管理を一層強化するように、各企業に呼び掛けている。
- (31) 中共中央と國務院とが一九八三年一〇月に人民公社の解体を事実上促すための通知を全国に出した。その通知を根拠に、人民公社の解体が進められた。
- (32) 今日見られるように、多くの農民達は金を稼ぐために開放のモデル地方である広東省に盲流していることは、農民は自分の時間、空間を支配できることの証明といえよう。(参照、「先進地・広東に民族大移動」、
- 『読売新聞』一九九二年二月一六日)。
- (33) 参照、「關於私營企業的調查報告」、『改革与法制建設』(北京大學法學系編、一九八九年)。
- (34) 中共中央が一九七九年一月に「地主」や「富農」等のレッテルを廃止し、彼らの子供に対して入学、就職、軍隊入りなどのときに科してきた制限を取り消すことを宣告した(『人民日报』一九七九年一月二九日)。
- (35) 一九七九年以後、宗教政策の是正キャンペーンが行われ、宗教自由の保障や宗教団体の相対的独立性が強調されるようになった。
- (36) 一九八六年に実施された『中華人民共和國公民出境入境管理法』に従えば、刑事被告人、容疑者、受刑者であるなどの場合を除けば、出国は公民の権利でこれを不当に侵してはならない、という。
- (37) 例えば、政治ばなれ・政治的無関心が広がっている現実を正面から認めて、四十年以上続いてきた「政治学習」を「時間の無駄使い」としてその廃止を公然と訴える新聞記事までが現れている(参照、「政治学習は時間の浪費」、『読売新聞』一九九二年九月一日)。
- (38) 「保守派を痛烈批判」、『読売新聞』一九九二年二月二四日。
- (39) 一九八四年の「反精神汚染」キャンペーンで見ら

れたように、従来のような政治運動を全国的に展開しようという動きが一九八〇年代から何回もあったが、結局、経済的利益の追求に没頭している地方の幹部や一般民衆の関心はなく、途中でやめざるを得なかった。(40) 「単位」がすでに従来の機能を喪失していることは中国の犯罪学研究者によっても指摘されている。例えば、陳箭、劉民安「深化社会治安综合治理」(中国犯

罪学研究会第一回学術討論会へ提出した論文)。
(41) 「改革開放」政策実施以後の中国がいかなる犯罪対策を講じているかに関しては、拙著「中国開発過程における犯罪変容の実態、その原因及びその対策」(アジア経済研究所『中国の開発と法』所収)を参照。

(一橋大学専任講師)